

ヨーロッパの社会的薬局

石塚 秀雄

1. はじめに

ヨーロッパにおいては、いくつかの国の薬剤師（薬局）団体によって構成される「ヨーロッパ社会的薬局連合会」（EUSP, European Union of Social Pharmacies）という団体が存在する。1961年に各国団体によって設立されて、ベルギーのブリュッセルに本部を置く。1991年に「ヨーロッパ社会的薬局憲章」を制定し2001年には「薬剤供給の質に関わる6つの提言」を採択した（いずれも本誌廣田論文参照のこと）。「ヨーロッパ社会的薬局」の目的はヨーロッパ市民の薬剤に対するアクセスをよくすること、また薬局の業界的利害の向上を目指すものであるが、その最大の特徴は、それらの薬局が協同組合などの非営利・協同組織の形態をとっていることである。従ってヨーロッパにおいてはこの団体は、いわゆる協同組合セクターおよび社会的経済セクターの一員と見なされており、自らも社会的経済セクターの一員であるという認識を有している。とりわけ、薬剤師という専門家により組織されている団体は、労働者協同組合セクターの中に含まれるものとされている。

別表に見られるとおり、「ヨーロッパ社会的薬局連合会」（EUSP）に加入している各国団体は、フランス、ベルギー、イタリア、オランダ、ポランド、ポルトガル、スイスなどにある。また加入していないが、スペイン、イギリス、ドイツにおいても同種の団体が存在する。

2. 社会的薬局の意義

（1）社会的薬局の原則

社会的薬局の運動は、各国の協同組合・共済組合の社会的経済セクター言い換えれば、非営利・協同セクターの運動と連動して展開されてきた歴史がある。非営利・協同セクターの医療・福祉・社会サービスとりわけ医療活動と連動してきた。

したがって、その使命は、非営利・協同運動の使命と重なるのは当然である。人々の薬へのアクセスを容易化するとともに非営利・協同セクターの様々な課題、流行の言葉で言えば、社会的責任を果たそうとしている。また、非営利・協同セクターの薬局として、ヨーロッパ連合および各国における薬局・薬剤師政策に対して、自らの主張と利害の擁護を促進している。

現在の最大の課題としては、2008年6月にはEUの薬局政策に対して、EUSPは他の17の社会的経済セクターの医療福祉機関との連名で、懸念表明を行っている。（声明「製薬会社による『患者情報』は市民社会からの反対を引き起こしている」、2008.6.5）。この声明はEU委員会の企業産業総局の出したアジェンダが、製薬会社による患者情報の独占的管理に道を開こうとすることに対して反対したものであった。声明団体には、EUSPの他に、NGOの国際保健活動（HAI）、国際共済協会（AIM）、ヨーロッパ消費者協会（BEUC）、ヨーロッパ公共医療機関連盟（EPHA）、公的薬剤師労働組合連合会（USPO）、ドイツ民主的薬剤師協会、イギリスの薬害問題を扱う団体「社会的監査（ソーシャル・オーデット）」なども含まれている。この声明と同時にまたEUSPは、薬局セクターに関するEUヨーロッパ連合の「薬局設置と医薬サービスに関する法制化」に対して、EU規則は各国の薬局と医薬サービスの基本的な諸権利と公益性を侵害するものとして、EUSP独自の見解をとりまとめている。それは薬局業務の営利市場化促進に対して、一定の歯止めをかけようとしたものである。薬剤は、患者にとっては治療の過程のなかで医療やりハビリティと密接不可分のものであるが、非営利・協同セクターが一丸となって、医療制度における薬剤取扱の営利化、患者不利益化に反対しているという動きが、ヨーロッパにおいては見ることができる。

EUSP の原則

1. 患者の利益が基本： 患者に対して薬の品質・安全性・効果・サービスへのアクセス性の保障。

2. 薬剤師の関与の不可欠性： 薬剤師のみが薬剤業務を行う資格と責任がある。

3. 上記の二つの項目を保障するための薬剤業務に関する EU 規則の整備の必要性。

4. 公的医療と連動した薬局セクターが公益に貢献するための基本原則の確立。社会的薬局が社会的医療、公的医療に貢献し、薬剤の生産者消費者とともに経済的役割も果たすこと。EU 市場は人モノサービスの自由化を進めているが、薬局は公共医療、公益性を守る必要がある。薬局は法人または個人所有の形態をとるが、いずれも、自由競争において薬剤の質、患者の権利を保障する必要がある。

3. 各国の社会的薬局団体

ヨーロッパ社会的薬局連合会 (EUSP) に加入または関係する各国の団体について触れる。その組織形態は、協同組合、共済組合、アソシエーションなど、国によって異なる形態をとっているが、ヨーロッパにおいては社会的経済セクターに属するものとしてヨーロッパ連合においても認識されている。

(1) ベルギー、オパコ (OPHACO)、「ベルギー薬局協同組合連合会」

オパコは1946年設立された。現在15の協同組合により構成され、卸小売業8社、薬局600、ドラッグストア50を有する。いわゆる薬局市場の事業高の2割を占める。ベルギー全体では5200薬局、400製薬会社が存在する。利用組合員は約220万人である。ベルギーの薬剤師の対人口比率はヨーロッパ各国の中において平均の2倍程度と高い比率にあり、政府は薬局に対する規制を強める政策をとっているが、社会的薬局としての特性を強調することで勢力拡大維持をはかっている。

現在ベルギーの薬価は、a、b、cの3つの区分がある(2001年薬品法)。a区分は病院の処方箋の必要なもの、b区分は薬剤師の処方箋が必要なもの、c区分は処方箋が不要で自由に買えるものである。薬局の2割は、c区分に対応した薬剤師

不在の薬局である。A区分の薬価は医療社会保険制度の中で交渉によって決定されているので、その点での価格競争はない。

(2) オランダ、サル薬局 (SAL Apotheken)

サル薬剤師薬局グループは、1978年に設立された非営利組織である。プライマリケアの非営利組織SGE診療所と連動している。現在、薬局数10、従業員数100人。大学薬学部(クロニンゲン大学など)と協力し、薬剤師の自立活動などの財政支援プロジェクトを実施している。

オランダでは、薬価は2区分されている。WTG薬品と非WTG薬品である。WTG薬品とは、医療料金法に基づき薬剤師と医師のみが販売または使用できるもので、患者はその取得に処方箋が必要となるものである。非WTG薬品は薬局やスーパーマーケットなどで販売可能な薬品である。オランダにおける「コミュニティ薬局」という呼称は、単なる町の薬局ということではなくて、医療機関における薬剤業務とは別の、コミュニティにおける薬剤業務という、いわゆる医療制度の包括化や市場化にともなう、患者に対する医薬品の供給のあり方の変化に伴う新しい供給のあり方を指すものと思われ、単なる個人的な薬購入の供給方を指すものではないようである。コミュニティ薬局で処方箋付きで供給している薬の薬8割はWTG薬品である(2001年度)。患者は薬局で医薬品を購入する傾向が強まっており、近年の医療保険制度の転換の中で、コミュニティ薬局の役割は増加している。

(3) イギリス、薬局協同組合 (Pharmacy Cooperative)

イギリスの薬局協同組合のルーツは1844年のロッチデール協同組合運動に由来する。1945年に協同組合セクターの支援によって薬剤師たちによって最初の薬局協同組合が設立された。「イギリス協同組合グループ」に属し、医療保険、生協、金融などの分野の協同組合と連動している。「薬局協同組合」(Pharmacy Cooperative)は薬局数900でイギリスにおける医薬品取扱の第3位の薬局チェーンであり、独自の商標「Braille」を持つ。取扱処方箋は年間約6000万件(2009年度)。NHS制

度の下、GP（プライマリケア医）や地域診療所と連携している。イギリスはNHS制度の下、処方箋による薬の薬8割が無料である。薬市場の約半分がジェネリックである。

2010年には、薬局協同組合(PC)「新倫理戦略」を提言した。それによると、①ローカルコミュニティにおける医療供給支援、②持ち込み薬検査、③喘息対策、④ホームレス支援、⑤協同組合寄付金集め、⑥ガン治療支援、⑦移民支援、⑧海外貧困衛生支援、など多彩な活動を展開している。

（4）フランス、共済組合薬局

フランスの社会的薬局は共済組合薬局全国連合会（UNPM）の中に組織されている。共済組合薬局は医療制度の中で、医療共済組合と連動している。共済組合は補完的医療共済を3800万人を対象に実施しており、社会的薬局もこの補完的医療制度に組み込まれており、医療費払い戻し制度の中で基本的に運営されているので、社会的薬局の課題は医療機関とほぼ同列と思われる。しかし、EUが医薬品業務の自由化を促進しているので、患者の権利擁護の立場からの対応を促進している。処方箋による薬の患者負担無料分の比率は約12%とヨーロッパ各国平均並であるが、ジェネリックの市場占有率も17%であるので、今後、薬の自由化への対応を迫られるものと思われる。

CANSSMは鉱山労働者を中心とした疾病共済金庫で、1946年に設立された。全国に53の社会的薬局を組織している。

（5）イタリア、社会的薬局事業所連合会（ASSO-FARM）

イタリアでは全国に「コミュニティ薬局」（Farmacia Comunale）が展開しており、その一部は社会的薬局事業所連合会（アソシエーション）に加入している。加入薬局の形態は、非営利組織、協同組合、自治体事業所、会社、公営企業などである。また同連合会は、各労働組合連合会（CGLL、CISL、UIL）などと協定を結んで、薬供給を行っている。イタリアも処方箋での提供比率は1割程度である。最初の「コミュニティ薬局」は1900年前後に登場している。その当時は、まだ公的医療制度は存在していなかった。コミュニティ薬局は

貧困層への無料医薬品の提供なども行ってきた。

（6）ドイツ、民主的薬剤師協会、VDDP

ドイツの民主的薬剤師協会（VDDP）は、1960年代から70年代にかけての学生運動の時代に、いくつかの各大学都市に薬学部出身者たちにより小グループが作られた。1980年にベルリンやハンブルグに最初の準備組織が作られ、1989年にVDDPが設立された。現在会員は120名と小規模であるが、他の関連団体である、「民主的医師協会」（VDAA）、「国境なき薬剤師団」（AG）、「公務薬剤師団体」（BApoD）などととも、保健医療の民主化、医薬品・薬局と社会保険医療制度問題、患者の権利、貧困格差克服、環境問題などに取り組んでいる。また、VDDPが事務所を置く、ネプチューン薬局は、従業員による自主管理薬局として独自の経営を行っている。

（7）ポルトガル、ミゼルコルディア薬局および共済組合薬局

ミゼルコルディアは16世紀にキリスト教の慈善団体として誕生し、現在はポルトガルの社会的経済セクターのひとつとして、医療機関、介護施設、社会サービス組織などをもっている。ミゼルコルディアは33の社会的薬局を有する。ミゼルコルディアは法律的には社会連帯組織法人（IPSS）である。

また共済組合連合会も共済事業の他に、医療、介護施設、社会サービス組織、薬局事業を同様にしている。薬局協同組合全国連合会（MONAF）がある。この点ではフランスと類似している。（研究所『スペイン・ポルトガル非営利・協同取材報告書』、2005年10月、を参照のこと。）

（8）スイス、社会的薬局ゲノ、庶民薬局グループ

ゲノ薬局は1908年に設立され、現在5薬局でグループが構成されている。庶民薬局グループの創設は1891年で、現在21薬局で構成される。EUSPの課題にも取り組んでいる。

（9）ポーランド、フランドリア共済組合

体制変化後の1995年に設立されたフランドリア

共済組合は、病院との契約による医療サービス、老人介護、保育、社会福祉活動などを行う。またボランティア活動、教育なども行う。社会的薬局2店舗を持つ。自治体や社会団体との協力関係を

もち、EUSPの一員として国際的活動もしている。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)

表1. 各国のヨーロッパ社会的薬局の団体名

国	団体名	ホームページ
EU 全体	EUSP(ヨーロッパ社会的薬局連合会)	www.eurosocialpharma.org
スイス	GENO Apotheken(ゲノ薬局)	www.geno.ch
スイス	PPG(庶民薬局)	www.ppg.ch
ベルギー	OPHACO(ベルギー薬局協同組合)	www.ophaco.org
フランス	UNPM(共済組合薬局全国連合会)	www.mutualite.fr/
フランス	CANSSM(鉱山労働者社会保障自主金庫)	www.secumines.org
イタリア	ASSO.FARM(薬局)社会サービス連合会	www.assofarm.it
オランダ	SAL APOTHEKEN(安価薬局グループ)	www.sal.nl.
ポーランド	FLANDRIA(共済組合フランドリア)	www.flandria.pl
ポルトガル	UMP(ポルトガル共済組合連合会)	www.pedromartinho.com
ポルトガル	UMP(ミゼルコルディア非営利組織連合会)	www.ump.pt
ドイツ	VDDP(民主的薬剤師協会)	www.vdpp.de
イギリス	CP(薬局協同組合)	www.co-operative.coop/pharmacy
スペイン	COFARES(スペイン薬局協同組合グループ)、 Isfas/Muface/Mugeju 公務員共済組合	www.cofares.es www.isfas.es

出所：EUSP および石塚作成

表2. 各国の社会的薬局(EUSP)の規模(2007)

国	人口 (百万)	EUSP 患 者(百万)	薬局数	薬局数/ 1万人	EUSP 薬局数	薬剤師数	薬剤師数 /1万人	EUSP の 薬剤師
全体	199.7	13.21 6.61%	60,452	3.03	2,121 3.51%	98,277	4.92	4,015 4.09%
スイス	7.3	0.50	1,692	2.32	46	4,257	5.83	120
ベルギー	10.2	2.20	5,230	5.13	592	9,700	9.51	1,090
フランス	60.4	2.63	22,561	3.74	131	27,971	4.63	175
イタリア	57.6	7.50	16,808	2.92	1,300	33,000	5.73	2,550
オランダ	14.8	0.07	1,784	1.21	8	2,334	1.58	11
ポーランド	38.6	0.01	9,693	2.51	2	16,900	4.38	4
ポルトガル	10.8	0.30	2,684	2.49	42	4,115	3.81	65
イギリス	60.1	2.70	12,138	4.9	230	18,949	3.17	500

出所：EUSP, により作成。イギリスは2002年度の数字、全体に含まず。